

盛岡広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成28年3月8日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1 路線名 106号
- 2 供用開始の区間 盛岡市川目第5地割122番74地先から122番38地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月12日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成28年3月8日から同年4月8日まで